

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

### 静岡県教育委員会規則第5号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の区分)</p> <p><b>第2条の5</b> 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表1又は2の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p>	<p>(職員の区分)</p> <p><b>第2条の5</b> 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表1、2又は3の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を次のように改める。

### 別表（第2条の5関係）

1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	
第2号区分	
第3号区分	(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則6―6。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの (2) 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成8年4月以後平成10年3月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの

	<p>(3) 平成10年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成10年4月以後平成18年3月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第1等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成10年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第1等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成10年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項(3)に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成10年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 平成10年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項(3)に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第3等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄上段に掲げる職であつた者</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第</p>

	<p>3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成10年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成10年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項(1)に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄下段に掲げる職であつた者</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者(第6号区分の項(3)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成10年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項(4)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成10年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項(5)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項行政職給料表の欄最上段又は最上段の直近下位の段に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項医療職給料表(2)の欄上段に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第4等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者(第6号区分の項(3)及び第7号区分の項(3)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成8年4月以後平成10年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第</p>

	<p>4等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第3等職の項中学校、小学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第6号区分の項(4)及び第7号区分の項(4)に掲げる者を除く。）のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) 平成10年4月以後平成18年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第4等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第6号区分の項(5)及び第7号区分の項(5)に掲げる者を除く。）のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

2 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	
第2号区分	
第3号区分	<p>(1) 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則（以下「平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則」という。）別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第1等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第1等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第3号区分の項(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者（第4号区分の項(1)に掲げる者を除く。）</p>

	<p>(3) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第2等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつたもの(第4号区分の項(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1)</p> <p>ア 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者又は第3等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者</p> <p>イ 平成23年4月1日から平成30年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第3等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1)</p> <p>ア 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則(以下「平成18年4月以後平成22年3月以前の任用規則」という。)別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者</p> <p>イ 平成22年4月1日以後平成30年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則(以下「平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則」という。)別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄中段に掲げる職であつた者</p> <p>(2)</p> <p>ア 平成18年4月以後平成22年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>イ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第</p>

	<p>4等職の項医療職給料表(2)の欄中段に掲げる職であつた者(第6号区分の項(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者(第6号区分の項(3)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項(4)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1)</p> <p>ア 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項行政職給料表の欄上段に掲げる職であつた者</p> <p>イ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項行政職給料表の欄下段に掲げる職であつた者</p> <p>(2)</p> <p>ア 平成18年4月以後平成19年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項医療職給料表(2)の欄上段に掲げる職であつた者</p> <p>イ 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間において適用されていた職員の任用に関する規則別表職位分類表(1)一般分類職の第5等職の項医療職給料表(2)の欄最上段に掲げる職であつた者</p> <p>ウ 平成22年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(1)一般分類職の第4等職の項医療職給料表(2)の欄下段に掲げる職であつた者</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職第4等職の項高等学校等教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第3等職の項高等学校等教育職給料表の欄下段に掲げる職であつた者(第6号区分の項(3)及び第7号区分の項(3)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後平成30年3月以前の任用規則別表職位分類表(2)特定分類職の第4等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は第3等職の項中学校小学校教育職給料表の欄に掲げる職であつた者(第6号区分の項(4)及び第7号区分の項(4)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

3 平成30年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	
第2号区分	
第3号区分	<p>(1) 平成30年4月1日以後適用されている職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25。以下「平成30年4月以後の給与規則」という。）別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は同表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>(2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの又は同表の5の4級の項に掲げる職務の職であつた者（第3号区分の項(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の6の6級の項第2号に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項(1)に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の4の3級の項に掲げる職務の職であつた者（第4号区分の項(2)に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の5の5級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の6の6級の項第2号、5の5級の項及び4の4級の項に掲げる職務の職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた</p>

	<p>者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の3の特2級の項及び2の2級の項に掲げる職務の職であつた者のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の6の6級の項第2号及び5の5級の項に掲げる職務の職であつた者(第6号区分の項(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ及び第2号に掲げる職務の職であつた者(第6号区分の項(3)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項に掲げる職務の職であつた者(第6号区分の項(4)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ア行政職給料表級別職務区分表の3の3級の項に掲げる職務の職であつた者</p> <p>(2) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表エ医療職給料表(2)級別職務区分表の4の4級の項に掲げる職務の職であつた者(第6号区分の項(2)に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表キ高等学校等教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項第1号ア、イ、第2号及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者(第6号区分の項(3)及び第7号区分の項(3)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(4) 平成30年4月以後の給与規則別表第2級別職務区分表ク中学校小学校教育職給料表級別職務区分表の2の2級の項及び1の1級の項に掲げる職務の職であつた者(第6号区分の項(4)及び第7号区分の項(4)に掲げる者を除く。)のうち県教育委員会の定めるもの</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる者に準ずるものとして県教育委員会の定めるもの</p>
第9号区分	<p>第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

別記第4号様式中「会計指導課」を「会計課」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。